

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2014年2月の相談状況

「業績回復・定着率改善・能力向上の妙薬は労務管理」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料-1 「2014年2月 月別労働相談処理状況」  
参照資料-2 「2014年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
「2014年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は60人、相談件数は105件となりました。対昨年同月比では-16人・-31件となりました。一人当たりの相談件数では1.75件となり昨年同月を0.04ポイント下回っています。対前月比では+18人・+23件と増え一人当たりの件数も0.04ポイント増となりました。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

項目 \ 年	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2014年 2月	60人	105件	1.75件
2014年 1月	48人	82件	1.71件
2013年 2月	76人	136件	1.79件

- (2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料-2 「2014年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
「2014年 雇用形態別 相談件数 月別集計」  
参照資料-3 「2014年2月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」

相談者数60人の内訳は、社員25、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)31人、不明4人となっており、男女比では男性31人・女性29人となっています。

相談件数の内訳では、社員46件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)54件、不明5件となっています。男女比では男性61件、女性44件となっています。

【雇用形態別 相談者数 (人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	16	8	1	4	0	0	0	2	31
女	9	5	9	1	0	1	2	2	29
計	25	13	10	5	0	1	2	4	60

【雇用形態別 相談件数 (各上段) と一人当たり相談件数 (各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	30	19	2	7	0	0	0	3	61
	1.88	2.38	2.00	1.75	0	0	0	1.50	1.97
女	16	7	14	2	0	1	2	2	44
	1.78	1.40	1.56	2.00	0	1.00	1.00	1.00	1.52
計	46	26	16	9	0	1	2	5	105
	1.84	2.00	1.60	1.80	0	1.00	1.00	1.25	1.75

一人当たりの件数では、社員1.84件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.74件となっています。男女比では男性1.97件、女性1.52件となっています。

相談者数・相談件数ともに男性が女性を上回りました。雇用形態別では男性・女性ともに正社員からの相談者が多く、相談件数においても正社員男女が多くなっています。1人当たりの相談件数では契約社員が高く（2.00）、次いで正社員（1.84）となっています。男性契約社員では労働契約・賃金関係に相談が集中し2.38となっています。

- (3) 業種別相談状況について 参照資料-4 「2014年 業種別 相談者数 月別集計」  
「2014年 業種別 相談件数 月別集計」  
参照資料-5 「2014年2月 相談件数（業種別、相談項目別）」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	12人	(相談件数26件	2.17件/一人)
「その他サービス業」	11人	(同16件	1.45件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	9人	(同20件	2.22件/一人)
「分類不能」	6人	(同9件	1.50件/一人)
「ビル管理業」	4人	(同6件	1.50件/一人)
「食品加工業」	3人	(同4件	1.33件/一人)
「製造業」	2人	(同5件	2.50件/一人)
「陸運・倉庫業」	2人	(同4件	2.00件/一人)
「通信・報道・IT業」	2人	(同4件	2.00件/一人)
「公務・公共サービス」	2人	(同3件	1.50件/一人)
「金融保険・不動産業」	2人	(同3件	1.50件/一人)
「建設・設計・重機業」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「労働者派遣業」	2人	(同2件	1.00件/一人)
「教育・学校」	1人	(同1件	1.00件/一人)
「交通業」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「商品斡旋・リース業」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「会計行政法律事務所」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「農林漁業・協同組合」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「鉱業」	0人	(同0件	0.00件/一人)
「エネルギー・水道業」	0人	(同0件	0.00件/一人)

相談者数及び相談件数共に、「卸・小売業・飲食店」、「その他サービス業」及び「医療・福祉・医薬品業」が突出しています。「卸・小売業・飲食店」では賃金関係・労働時間関係に相談が集中し、「医療・福祉・医薬品業」では労働契約関係・労働時間関係に相談が集中しています。

- (4) 相談内容について 参照資料-3 「2014年2月 相談件数（雇用形態別・相談項目別）」  
参照資料-6 「2014年 主相談項目別 相談者数 月別集計」  
参照資料-7 「2014年 相談項目別 相談件数 月別集計」

相談者数及び相談件数共に、賃金関係、雇用関係、労働時間関係、その他（経営問題・労務管理）及び労働契約関係が高い数値を示しています。高い数値の項目のそれぞれの内訳を検証すると、賃金関係では賃金未払い・不払い残業、雇用関係では解雇・退職強要、労働時間関係では年次有給休暇・週40時間・長時間労働、その他では経営問題・労務管理そして労働契約関係では就業規則関係が主たる相談内容となっています。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	16人	20件	(賃金未払い・不払残業・賃下げ)
労働時間関係	10人	18件	(労働時間延長短縮・年次有給休暇・休日休憩)
雇用関係	10人	14件	(解雇退職強)
労働契約関係	9人	20件	(就業規則関係・配転出向)
差別等	4人	7件	(嫌がらせ・パワハラ)
その他	3人	12件	(経営問題・労務管理)
保険・税関係	3人	4件	
退職関係	3人	4件	
労働組合関係	2人	4件	
安全衛生	0人	2件	
合 計	60人	105件	

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容 別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
労働組合関係	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0
労働契約関係	8	1	3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	13	7
賃金関係	6	2	7	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16	4
労働時間関係	4	4	3	1	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10
雇用関係	3	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
退職関係	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2
保険・税関係	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
安全衛生	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
差別等	0	2	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
その他 (経営問題・労務管理)	4	2	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	4
合 計	30	16	19	7	2	14	7	2	0	0	0	1	0	2	3	2	61	44
	46		26		16		9		0		1		2		5		105	

(5) 違法件数について 参照資料-8 2014年 相談項目別 違法件数 月別集計  
参照資料-9 2014年 相談項目別 違法率 月別集計

60人から寄せられた105件の相談中、違法と判断される項目は70件となっています。66.7%が違法という状況です。違法とされる70件の内訳は次の通りです。

**【項目別違法件数の分布】**

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	15件	75.0%	20件
労働時間関係	13件	72.2%	18件
雇用関係	10件	71.4%	14件
労働契約関係	11件	55.0%	20件
その他 (経営問題・労務管理)	8件	66.7%	12件
差別等	5件	71.4%	7件
退職関係	3件	75.0%	4件
労働組合関係	2件	50.0%	4件

安全衛生	2件	100.0%	2件
保険・税関係	1件	25.0%	4件
<b>総 数</b>	<b>70件</b>	<b>66.7%</b>	105件

今月の違反率の状況は近年では相当高い数値になっており、昨年一年間をみても最高数値となっています。その中でも賃金関係、労働時間関係、雇用関係及び労働契約関係の違反率が高くなっています。賃金関係に関する相談では、不払い残業・割増賃金・月例賃金・一方的な賃下げに関する相談20件のうち15件が違法とされるものです。これら賃金に関する相談は正社員・契約社員の男性から多く寄せられています。労働時間関係では年次有給休暇・シフトカットに関する内容、雇用契約関係では、解雇・退職強要・雇止め、労働契約関係では就業規則に関する内容に違反が多くみられます。

## 2. 2月の雇用情勢について

相談者数及び相談件数は高い数値ではないものの、違反率が過去一年間では最高数値に達しています。違反内容は正社員の相談に多く、賃金未払いは不払い残業が圧倒的に多く、労働時間関係では有給休暇、雇用関係では解雇・退職強要、労働契約関係では就業規則に関する内容が大半を占めました。

正社員の相談は深刻であり、多くの相談が最終結論を退職においたもので、その解決に向け策を検討する中で、様々な違反が露見するというものです。

業種では、飲食店・小売と介護福祉分野に相談が特化しています。

これらの業種では、いまだ就業規則未整備の事業所が多く、賃金の昇・降や配置転換が突然言い渡される、勤務時間制度が突然変更され、極端な長時間労働が発生する等の事例が寄せられています。

また、パートタイマーからの相談では、業種を問わずシフトカット（勤務日数・一日の労働時間を減ずる）を突然通知され生活の目途が立たなくなったとの相談が目立ちました。

多少景気の動向が変わり始めた影響もあり、事業所内には急な受発注・サービス対応を求められるという事態が発生しています。その中で、適正人員を確保せず、就業規則の未整備な事業所では場当たりの労務管理を強行しトラブルとなっています。

介護の分野からは夜勤明けの従業員をそのまま日勤で勤務させる、飲食店からは、休日の従業員を突然呼び出し多忙時の人員補充とするなどの相談が寄せられています。

職場内の適正人員が守られず就業規則不備など労務管理ルールが無い中では、労働者に過度の負担がかかるのは当然であり、定着率が悪化する原因ともなります。

労働時間管理については、その杜撰さがトラブルに発展したとの相談も多く、労務管理において改善を求められる課題のひとつとなっています。

また、事例は少ないものの、退職をさせない・認めないという相談もここ数カ月間続いており改めて労働法令の周知・就業規則の整備の必要性を痛感します。

職場内の労務管理をルールに則り実行することが能力向上・定着率改善・業績向上の妙薬です。

以 上